

# 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2024年10月21日(月)

## 今週のことば

### 自転車のスマホ・酒気帯び運転

来月から自転車運転中の「ながらスマホ」は最大で懲役1年以下又は罰金30万円以下、「酒気帯び運転」は同3年以下又は50万円以下(幫助も罰則の対象)となる。

## ◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

10/21(月) 先負
22(火) 仏滅 BRICS首脳会議
23(水) 大安 霜降
24(木) 赤口 プロ野球ドラフト会議
25(金) 先勝
26(土) 友引 プロ野球日本シリーズ、MLBワールドシリーズ開幕
27(日) 先負 総選挙投票開票、競馬・天皇賞

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
10/14(月) スポーツの日		
15(火)	39,911 △305	149.23 ▼0.46
16(水)	39,180 ▼731	149.44 ▼0.21
17(木)	38,911 ▼269	149.76 ▼0.32
18(金)	38,982 △71	150.08 ▼0.32

## 省力化製品の導入支援「省力化投資補助金」

人手不足解消に効果のあるIoTやロボット等の省力化製品の導入を支援する「中小企業省力化投資補助金」では、補助対象となる製品を随時追加しており、既に所有する製品を置き換える場合でも条件を満たせば対象となりました。

### ◆ 省力化投資補助金の対象者や補助率など

本補助金は、人手不足に悩む中小企業等が清掃ロボットや検品・仕分システム、自動精算機などの人手不足解消に効果があり、簡易・迅速に導入できる汎用製品が登録されているカタログ(事務局ホームページに掲載)から自社の課題に合った製品を選択し、その販売事業者と共同で労働生産性を向上させる事業計画を策定した上で、交付申請を行います。

対象事業者や補助率などは次のとおりです。

◎補助対象事業者……\* 人手不足の状態にある、\* 全ての従業員の賃金が最低賃金を超えている等の要件を満たす中小企業等が対象です。

◎補助率・補助上限額……補助率は1/2です。また、補助上限額は従業員数で異なり、5名以下は200万円、6~20名は500万円、21名以上は1千万円が上限額です(一定の賃上げを実施した場合は上限額が1.5倍になります)。

◎補助対象経費……カタログに登録されている省力化製品の「製品本体価格」と「導入に要する費用(設置作業や運搬費など)」が対象経費となります。

◎応募・交付申請……申請は当面の間、随時受付が行われており、中小企業等と販売事業者が共同で申請する必要があります。なお、今後は補助額の合計が補助上限額に達するまで複数回の申請ができるようになる予定です。

■この記事の詳細は、情報BOX201540

## 被扶養者に係る「130万円の壁」の取扱い

今月から従業員51人以上の事業所で働く一定の短時間労働者は厚生年金・健康保険の適用対象となりましたが、50人以下の事業所で働く短時間労働者等は年収130万円以上(60歳以上などは180万円以上)となる場合、被扶養者から外れて国民年金・国民健康保険に加入することになります。

ただし、被扶養者の収入が人手不足による労働時間延長等で一時的に増加して年収130万円以上となる場合、被保険者は健保組合等が行う被扶養者の収入確認の際に一時的な収入変動である旨の事業主の証明(被扶養者を雇用する事業主が作成)を提出することで引き続き被扶養者認定を受けることができる措置が講じられています。

## 年末調整や確定申告で必要となる控除証明書

生命保険料などを支払った方やiDeCoに加入している方には、年末調整や確定申告で必要となる控除証明書が送られてくる時期です。

生命保険料や地震保険料を支払った場合は保険会社から「保険料控除証明書」、国民年金保険料を支払った場合は年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」、iDeCo(個人型確定拠出年金)の掛金を支払った場合は国民年金基金連合会から「小規模企業共済等掛金払込証明書」が届きますので、保管しておきましょう。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 省力化製品の導入を支援する「中小企業省力化投資補助金」

## ◆本補助金の目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等に対して、IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、簡易で即効性がある省力化投資を促進し、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とします。

なお、応募・交付申請は当面の間、随時受付を行います。

## ◆基本要件

本事業では、中小企業等が簡易・迅速に導入できる汎用製品であって、人手不足の解消の効果をもたらす製品を、あらかじめ補助の対象としてカタログ（本事業 HP で公開）に登録しており、中小企業等がカタログに登録された省力化製品を選択・導入し、販売事業者と共同で労働生産性の向上目標を達成する事業計画（補助事業終了後3年間で毎年、申請時と比較して労働生産性を年平均成長率3.0%以上向上させる計画を策定）に基づいて取り組む事業を補助対象としています。

なお、賃上げ目標（申請時と比較して、①事業場内最低賃金を45円以上増加させる、及び②給与支給総額を6%以上増加させること）を補助事業期間終了時点で達成する見込みの事業計画を策定した事業者は、補助上限額が引上げられます。

※申請時に賃上げ計画を従業員に表明していることが必要です。

## ◆補助対象事業者

国内で事業を営む中小企業等であり、\*人手不足の状態にあることが確認できること、\*全ての従業員の賃金が最低賃金を超えていること、\*補助金の重複に該当しないこと、などの要件を満たす必要があります。

## ◆補助率及び補助上限額

本事業における補助率及び補助上限額は、以下のとおりです。補助事業者が規定する賃上げ目標を達成した場合は、補助上限額を（）内の額に引上げられます。

従業員数	補助率	補助上限額
5人以下	1/2以下	200万円（300万円）
6～20人以下		500万円（750万円）
21人以上		1,000万円（1,500万円）

## ◆補助対象経費

補助対象としてカタログに登録された省力化製品の設備投資における「製品本体価格」と「導入に要する費用（導入経費）」が補助対象経費とされます。

製品本体価格は、補助事業のために使用される機械装置、工具・器具、専用ソフトウェア・情報システムなどの購入経費が補助対象です。また、導入経費は省力化製品の設置作業や運搬費、動作確認の費用、マスタ設定等の導入設定費用が対象となります。

## ◆申請の流れ

①中小企業等は本事業ホームページに公開されているカタログから導入を希望する製品を選びます。

②対象製品ごとに記載されている「販売事業者一覧」より販売事業者を選定し、本事業の交付申請を行いたい旨を連絡します。

③販売事業者と共同で事業計画の策定し、申請受付システムで申請を行います。

※補助金申請は電子申請となるため、gBizID プライムアカウントの取得が必要になります。

## ◆留意点等

- ・本事業は省力化を目的とすることから、新規事業は対象とはなりません。
- ・原則として製品の置き換えは対象外でしたが、①「置き換えが可能となる機能・性能」を有する製品への置き換えであること、及び②置き換え後の製品が既存製品と比較して「置き換えが可能となる機能・性能」を新規で1点以上有していることを満たす場合は、置き換えでも申請が可能です。
- ・省力化製品を導入にするにあたり、取得する省力化製品に対する補助額（導入経費を含む）が500万円以上となる場合、保険への加入が必須となります。
- ・年額で借料が定められている省力化製品は、1年（12ヵ月）分の借料が補助対象となります。
- ・今後、各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能となる予定です。